

# 法と事実

## — 文学の利用 —

大 嶽 浩

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 受容作用による効果
- 3 継受作用による効果
- 4 おわりに

## 1 はじめに

— 法学習における文学作品利用の効果 —

「法学習」における文学作品の利用は、「事実の認定<sup>(1)</sup>」に、どのような効果があるのだろうか。

小稿において筆者は、

- 1) 素材を同時的に読解し、複数で並列／比較することによる、文学的事実の受容作用
  - 2) 素材を継時的に読解し、単一に直列／選択することによる、歴史的事実の継受作用
- の2作用を先天的に措定することによって生じるであろう、「法」学習者の利用の効果を、
- 1) 不条理と寛容
  - 2) 想像力と勤力
  - 3) 分断性と真実性
  - 4) 感性と法感情
- の4組の関係において、提示してみることにする。

### 1-1 法学習と文学的／歴史的事実

— 法学習のステージにおいては、文学作品は後行の読者（本人）からみて文学的／歴史的事実の宝庫である —

わが国の法学教育は法律問題に集中しており、事実認定の教育・訓練は「ほとんどなきに等しい<sup>(2)</sup>」といわれる。しかし「…事実の有無を判断するのは、特別な訓練を経なければできない作業ではない<sup>(3)</sup>」が、まだ法学学習を前提にしていない社会経験の少ないステージにおいてこそ市民社会のすべての市民は、文学作品（表現者の提供する素材）に親しんで文学的と歴史的の両事実に接することで、将来の法化社会にそなえて自立的に法的素養を涵養しておくべきであろう。すべからく法律的な知識経験や正義感覚は「広義の」文学作品に接することで涵養されるもので、たとえば勝本正晃先生がその著『法律より見たる日本文学』（巖松堂書店、

昭和9年初版、15年再版)で「…法律は社会生活の規範であつて、人の生活を外部より制約するものである。而して文学は、その人間の社会生活の記録であるから、常にこの制約のうちに生成する。一見、かかる社会的制約とは、何等の交渉なきが如く見える純粋な文学的精神ですら、かかる情操が、その人に於て育ぐまれたことに就いては、其人の生活環境、従つて広義における社会的制約が重大なる役割を為してゐるのである」(同書、2、3頁)といわれていた、ことからでも明らかである。

どのような性質の作品であっても、文学作品が社会との関連においてのみ成立しているところ、表現者は素材を網羅的に提供するのであるから、その読解は後行の読者(本人)からみれば当該文学作品は先行する読者(他人)とその読者の所属する社会との葛藤のうちに、まずは本質的には並列にあることですべての読解が文学的事実としてあらわれ、ついで技術的には直列にあることで特定の読解が歴史的事実としてあらわれる。したがって、文学作品は文学的事実の宝庫であるとともに歴史的事実の宝庫でもある、といえる<sup>(4)</sup>。

## 1-2 文学的事実の受容

—文学的事実は、読者(本人)が各・読者(他人)の読解を介して表現者の素材を無意識的／意識的に読解することによって同時に・複数、受容される—

まずは文学的事実は人が社会生活を送るにあたり体験する自然的・社会的諸現実のうちの、<ひとが「自然と切り結んだ結果としての」事実>を除いた、<ひとが「他の人と切り結んだ結果としての」個人的・社会的事実>を表現したものであって、これは「文学において(は)特にゆるされた因果応報の『法則』のもとで作品が物語られ(てい)る<sup>(5)</sup>」から、<「真実」(「虚構」)と事実>を、常に対立的・一体的の連鎖関係性に設定することにおいて、一方の極が、たとえ真実であろうと虚構(フィクション)であろうとも両者を区別しないで、他方の極においてはすべてが、それぞれにすべてを「事実」として記述されているものと捉えることができる。

一方に客観的な真実(／虚構)を設ける連鎖の関係性においてこそ他方の事実は主観的なものとして観念されるのであって、主観的であるがゆえに事実は常に平面的に複数が存在しうることになる。人生を記述した、表現者の記述のすべては、後行の読者(本人)をして各・読者(他人)の読み方がいかに異なつていようとも、すべて、そのままに、ひとまず受容されるのである。これは複数の事実の、いわば横並びの<並列>であつて、消極的な整序さえおこなわれず、まずは、読者(本人)が表現者の素材を先行の読者(他人)の読解を介してそのまま事実(文学的事実)として受容することが期待されるのである<sup>(6)</sup>。

## 1-3 歴史的事実の継受

—歴史的事実は、読者(本人)が一・読者(他人)を介して表現者の素材を無意識的／意識的に読解することによって継時的に・一組、継受される—

ついで文学的事実が同時に、複数認識されうるものであつたのに対し、歴史的事実は先行

の一・読者（他人）に継時的に代位（直列）することでその時点での単独の事実が確定し、確定したものが複数存在する点が文学的事実と異なる。一般に事実の有無の判断には証拠に基づいてなされるような「特別な」訓練は必要ないであろうが、先行の読者（他人）に読解された複数の、いわば縦並びの＜直列＞の事実のうち、時間的に矛盾する相対立する一組の事実を、どのように択一手的に「選択」するのかという作業においては訓練が必要である。継時的に複数の、一組の事実から、強制的に特定の一組を選択するという選択「作業」は、本来的に人に備わる性質のものではないのであって、少なくとも「初期の」、「基礎的」な、事実認定の訓練は、技術的な要素を帯びるのであって、このように、その時点においての一つの事実に絞られる点こそが、歴史的事実の文学的事実と異なるところである。単一の、いわば時系列的に重ねられた一の実事である。

したがって、表現者の複数に解釈可能の素材を、後行の読者（本人）は先行の読者（他人）の読解に重ね合わせることを介して読解することで継受したことを一回、一組の事実とみなすのであるから、歴史的事実の継受は種々変動する先行の「複数の先例の状況から、一つ先例へ」の一回・一組の選択／作用が期待できるのである<sup>(7)</sup>。

#### 1-4 効果の提示

—受容と継受の作用を先天的に措定することで、法学習のステージにおける文学作品の利用の効果を提示しうる—

法学習の文学作品の利用には、まずは読者（本人）が表現者の素材を各・読者（他人）を介しての、提供を受けることでそれらを同時的に並列させ、ついで先行の一・読者（他人）に代位して、継時的に直列させることで先例を一つに絞る（選択する）作用が認められる。そこで、それらの作用を前提にして小稿においては、読者（本人）の主観的／客観的の姿勢によって4組（8点）の共存効果が生じる、と提示してみることにする。

#### 2 受容作用による効果

本質的に、一文学作品におけるすべての「表現／記述」は、当該一作品内<sup>(8)</sup>での、独立した、それぞれの一個の「表現／記述」＝素材としての諸・事実であるべきところ、それをすでに各・読者（他人）が読解したものとみなして扱われるのであって、すべて文学作品の利用は表現者の意図には直接にかかわらずに各・読者（他人）の読解を介して行われることとなる。先行の各・読者（他人）が、それぞれに読んだ、本来的に質の異なる諸・事実は読者（本人）にとって彼が読解した現在において同質であることで、その同質関係の状況は本来、質が異なっているはずであるものを同質扱いするのであるからこの状況は不条理状況であり、と同時にまた、その状況を受容するにはまずは読者（本人）の立場を捨てないとなつぎなる新しいものを創造できないという点において他に対して寛容でもある状況である。

そして、各・読者（他人）の読解による諸・事実の異質を了としたうえで同質としてそのまま諸・事実を並列させうることで、読者（本人）の、異質を克服しようとする比較の意思の有り様が、読者（他人）との読解／立場を比較する想像力を豊かにし、思いやる勳力を養う。

## 2-1 客観的な受容

—利用の目的と環境を問わず、読者（本人）が不特定の各・読者（他人）の読解をそのままに並列することで、当然に諸・事実を同時に・複数、読解できる、受動的な効果—

文学作品を法学習のために概論的に利用するのか、もしくは目的を特別にさだめず教養的に利用するのかの目的を問わず、または先達に作品を指示されて利用しようとするのか、もしくは自発的に利用しようとするのかその環境を問わず、どのような場面であっても、ただ読者（本人）は、先行の読者（他人）の諸・事実が、複数存在することを軽重をつけずに同等に、それらをそのままに彼が読解した現在に並列するのみで、その状況は、一様に不条理そのものを指し示す。

かつ同時に、その状況は寛容を誘因する状況でもあることを、つまり法学習のステージではまずは、法的なものが期待されるであろうほどには、厳密なものではないことを体得できる、と提示する<sup>(9)</sup>。

### 1 不条理と諸・事実

—まずは、各・読者（他人）の読解した諸・事実が同質扱いで並列するがゆえに、読者（本人）からみてその状況は不条理である—

法は人（表現者／読者）と人の一生の関係の調整を予定するところ、すべての読者（本人／他人）にとってその人生は思うにまかせぬもので、たとえば「1 生まれてくること、生きていくこと 2 老いていくこと 3 病を得ること 4 死ぬということ<sup>(10)</sup>」のような人生における4大不条理といわれるものは、現実社会での調整がほとんど不可能であろうが表現者の素材はよくそれに応えてくれる。人は抽象的な「生まれてくること」においてはすべて同じだが、具体的な内容は各人各様であり、4の「死ぬこと」にあっても、同様であろう。また、両者間の、「生きて、老いて、時には病を得ること」などはそれこそ、まことに千差万別で同一のものなど一組としてあり得ない。これは読者（本人）立場からみれば自分が読解した事実も、そして各・読者（他人）が読解した事実も同時に成立することを認めることであるから、文学の利用の効果はまず、「不条理」状況を読者（本人）をして当然に受け入る点において認められる。つまり、自己が読解した事実以外の、他人が読解した事実をすべて肯定することになるその状況は諸・事実が同質扱いであるから価値感が異なっている、同価値であることが「永遠に続く<sup>(11)</sup>」こととなるのである。

およそ文学作品の読解とは、この不条理状況を永遠に体感できることである。たとえばディラン・トマスが「真実のこちら側」という作品<sup>(12)</sup>で、真実の「こちら側」を「見てはいけない」と読者によびかけているが、この呼びかけは「こちら側」が「すべてのものが破滅する」状況であると措定すれば、真実の「むこう側」は秩序整然とした状況であるとして、そこを見つめ続ければよい、ということであろうか。そうであれば継続的な表現者の素材は、たとえ「真実のむこう側」において秩序整然とした状況を示すものであるにしても、それは先行の各・読者（他人）にとって真実の「こちら側」での、それぞれの「破滅する」状況そのものの諸・

事実にほかならないから、むしろ真実の「むこう側」を期待しないで、現在の読者（本人）は「こちら側」を見続けるべきであろう。そうすることで、「一つ一つの真実と一つ一つの嘘」はセットで「消滅」することとなり、文学的事実のみがそのまま・複数、現在に提供されることになるのである<sup>(13)</sup>。

## 2 寛容と諸・事実

— ついで、不条理状況そのものが、同時にまた当然に、寛容を誘因する —

本来的に、法は寛容の概念を基本的人権と密接不可分の関係において歴史的な観点から厳密に吟味することを要求し、それを易しく言い替えることは適当ではないとするところ<sup>(14)</sup>、文学作品は、寛容に歴史性を加味しないかたちで易しく具体的に、常に、不条理が現在の寛容を誘因する状況を、よく明らかにする。この状況は「あれかこれか」の二者択一の原理が基底にあるのが欧米社会なのに対し、「あれはあれ、これはこれ」と二者とも肯定する考え方が根強い日本社会では受け入れられ易く<sup>(15)</sup>、先行の、いわば過去の不条理と後行の、いわば現在の寛容は「ハレとケとの間の関係（が）対立的二元関係ではなく表裏の関係をなす…<sup>(16)</sup>」のと同じように、切り離すことが妥当でない同質扱いであり、現在の自己の感情の表出を、過去の他人が同感しうる程度にまで「抑圧<sup>(17)</sup>」する状況でもある。あるいは反対に／同時にまた、先行の各・読者（他人）がそれぞれに「虚構の奥」にどのような実相が存在するのか、じつのところよくはわからないのを、その虚構の感触を先行の各自が自分でさぐり、虚構の度合いのようなものをおしはかりながら、実相と感じられるものをたどっていた場面に「人を宥恕するということがない自己」を登場させる状況でもある<sup>(18)</sup>。

表現者の提供した素材を、それぞれの各・読者（他人）が個別に読解しているにもかかわらず一・読者（本人）にとってすべてを並列して、「現実に」存在させようのは、その客観的に記述されていると思料される表現者から離れたそれぞれの各・読者（他人）が主体的に作り上げた「世界」なのであるから、「一つに絞らずに、そのままに理解する<sup>(19)</sup>」ことが文学的事実の受容としてふさわしいのである<sup>(20)</sup>。

### 2-2 主観的な受容

— 利用の目的と環境に添って、読者（本人）が複数の、特定の各・読者（他人）の読解と比較する意思の有り様により、諸・事実を同時的に・複数、読解する、能動的な効果 —

法学習のための概論的な理解をめざした自発的な環境下での、文学作品の利用は、読者（本人）の、読者（他人）の読解を比較しようとする意思の有り様によって効果が大きく左右される。読者（本人）が各・読者（他人）の読解の組み合わせのかなりの部分を比較しえたとしても、それらをすべて「…簡単に…観察できるわけでは（ない）…<sup>(21)</sup>」のであるから、読者（本人）にとって一部の、特定の各・読者（他人）の諸・事実に依存し、比較するということが他を想像するしかなく、比較しようとする意思の強さが想像力を発揮する契機となる。

かつ同時に、異なる相手の立場を交互に思いやる比較であればこそ、そこに全人格的判断力

を養う場／機会が設定される、と提示する。

## 1 想像力と諸・事実

—まずは、各・読者（他人）の読解の異・同質を比較しようとする読者（本人）の意思の強さが、読者（本人）の人間形成に資する想像力を発揮する—

法（裁判）は、最終決定者の人間形成の依ってきた経緯によって非常に「影響を受け（て）」<sup>(22)</sup> つぎの展開を予測してなされるどころ、通常、現実社会では発生するであろう事案を個人ですべて予測してそれに望むことはとうてい不可能であるにもかかわらず、文学作品では最終決定者としての役割を担うことになる読者（本人）が、複数の、特定の一組の各・読者（他人）の異・同質の比較ですべての組み合わせの各・読者（他人）間の読解を代行させるかたちをとるから、そこに人間形成に資する想像力が発揮される。もとより幾度もの比較は必要でなく、たとえば「…人道的で、悪人や罪人を普通の人間とは、全く違った生物だと見るような、弊がすこしも無かった…」<sup>(23)</sup> 裁判官／最終決定者たる読者（本人）の、その世界観を変えてしまうほどの大転換であっても、鋭利で繊細な「骨身に浸みるほどの感覚」<sup>(24)</sup> でなされる、一回の慎重な比較でよい。この感覚を読者（本人）の直接経験から獲得するのは実際不可能であっても、作品の並列の比較においては「直観の先導のない想像はすべて意味のない空想である」<sup>(25)</sup> から、むしろ「直観の先導する想像」／複数の、一度きりの立場の交替のない慎重な諸・事実の比較のうちに、よく想像力が発揮されるのである。

一度きりの立場の交替のない慎重な諸・事実の比較であればこそ、想像力は必要としないとされる「＜法と現状維持＞の問題」<sup>(26)</sup> を乗り越えることもできるのであって、最終決定者としての役割を担うことになる読者（本人）は、現実の社会においてすべてを具体的に予測することは不可能であるから、あくまでも特定の、一組の各・読者（他人）の読解で「すべての組み合わせの各・読者（他人）間の読解を代行させるかたちをとるのである。たとえば「人間は家族や友情のなかに幸福を見出すことができるか。我々の法律は公民社会の幸福に好都合なものであろうか」<sup>(27)</sup> という問い／素材に対する各・読者（他人）の複数の読解のなかから、「そのまま変わらないで続いてほしいような、そのような状態である」<sup>(28)</sup> とする一・読解を代表させた場合には、先行の、この読解と後行の、自己の読解とを比較、想像することのうちに、＜法と現状維持＞の関係をよく考えさせることになる。

## 2 勘力と諸・事実

—ついで、最終決定者としての読者（本人）の人間形成に資する想像力が「豊か（交互に思いやる比較）」であればあるほど、同時にまた当然に読者（本人）の全人格的な判断力（勘力）を養う—

本来的に、法（裁判）は「全人格的判断、すなわち勘」<sup>(29)</sup> によっておこなわれるところであるところ、人は現実の生活で平凡なく定型的な作業の繰り返しを継続するうちに、よく全人格的判断力（勘力）を育てることを期待されてはいるが育成には長い年月が必要で、紛争解

決のヒントを実生活の体験からえるのは時間的に困難であり、そのうえ、育成は自己の定型の作業におけるのみであるが、しかし文学作品は読者（本人）が、数多くの可能なかぎりの、各・読者（他人）の組み合わせの中から一組を抽出し、比較してすべての組み合わせを代表させるのであるから、文学作品の読解は異なる相手の立場を常に交互に思いやり続けることで一方・読者（他人）と他方・読者（他人）の、双方当事者の読解を自らは圏外にいて、客観的に読解を認識するかたちをとることで、比較的短時間のうちに、ほかの〈定型の作業〉の想像で全人格的判断力を養うことができる。

全人格的判断力の育成は、単純に文学作品の「多くの」読解の合算（教養の多くの定義のうちの一つの、知識量）でなされるものではない。文学諸作品が、それぞれに「なにものか」を実現させるひとつの作品／ところとして存在するのは、裁判が法の実現される一つの「ところ」にすぎないのと、同じ境遇であって、前者において交互に思いやり続けること（教養の多くの定義のうちの一つ）の意味を理解することが後者の理解に貢献するのであろう。その際、文学作品を利用しての教養は多義的で複雑ではあるが、必ず「自らをして直観によって<sup>(30)</sup>」、思いやり続けることが肝要である。読者（他人）の立場を交互に思いやる比較は「よく自己の読解をただし、よく他人を理解する<sup>(31)</sup>」のであり、もとより、先行の読者（他人）の読解が多数存在しているそのこと自体が読者（本人）の全人格的判断力の中身をうつつしているのである<sup>(32)</sup>。

### 3 継受作用による効果

技術的に、たとえ読者（本人）が他のすべての読者（他人）よりも先に読解しているにしても、まず常に先行の読者（他人）の読解が存在することが予定されなければならないし、また、読者（他人）の読解が全く不在の場合でも、すでに過去に自己の読解が存在するとみなされなければならない。およそ、時は読者（他人）それぞれによってそれぞれに進むのであるから、後行の読者（本人）の読解は先行のそれに代位（直列）して過去にさかのぼって重ねることにより、常に過去の読解が現在の一組の、一・事実の関係にあるという〈かたち〉をとることになる<sup>(33)</sup>。必ず先行の読解が存在する〈かたち〉がとられることで、それぞれの後行のそれは常に先行のそれと立場が明瞭に分断されるのであり、と同時に、後行の読解はすでにいったん読んだものと扱われ、代位（直列）されたものは常に、その瞬間には過去のものとなってはいても、しかし、同時にまた未来のためのものにもなっているという、事実と真実との関係を明らかにすることとなる。

そして、複数の、一組の一・事実が存在する状況から特定の一個の、一組の一・事実について、完全に後行が先行になり替わること（一組を特定し選択すること）、つまり先行の読解が後行の、現在の読解となることが究極の目的ではあるが、しかし読者（本人）と読者（他人）は時間的に隔たりのある社会での読解を試みたそれぞれの独自性のためにその目的を達成することは本質的には不可能であるが、それでも現在の読解になろうと努力する意思の強さ—代位（直列）の意思—が感覚を磨き、法感情を醸成することになるのである。

#### 3-1 客観的な継受

—利用の目的と環境を問わず、読者（本人）が先行した不特定の各・読者（他人）の読解に

代位して、当然に一・事実として継時的に・一組、複数・読解できる、受動的な効果—

文学作品を法学習のために概論的に利用するのか、もしくは目的を特別にさだめず教養的に利用するのかの目的を問わず、または先達に作品を指示されて利用しようとするのか、もしくは自発的に利用しようとするのかその環境を問わず、どのような場面であっても、読者（本人）は先行の読解に時間を経た、彼の一読毎に、常にその時点以前の先行の読者（他人）の読解に重ねることで、それぞれの一組の事実がそれぞれに独自性のある一組を形成し、それらの各組においては時間差をもって認められるからそれらはお互いに明瞭に区別される。

かつ同時に、先行の読解に重ねて、その時点でのさらなる新たな読解を積み重ねた結果となる各・一組と、他の一組の明瞭な区別が事実と真実の関係—真実性—を明らかにする、と提示する。

## 1 分断性と一・事実

—まずは、後行の読者（本人）が継時的に複数存在している、先の読解に代位（直列）を繰り返すごとに、それぞれがその時点での独立した一・事実として、他の一・事実と区別される—

法（法律）の「分類<sup>(34)</sup>」／区切りが法学習においても「法」学習の第一歩<sup>(35)</sup>であるところ、現実の人生は日々、事実が連綿と積み重ねられて、それらは連なっており、「継続こそが人生そのもの」という価値で観察する限りにおいては、人生を区切るなどということは考えられないであろうが、文学作品においては、たとえば20歳になると無能力者から能力者に突然切りかわる法的な問答無用さ—一刀両断性—に、正面から向き合わなくとも「20歳」の周辺に触れることで、副次的に事実はずべて過去のそれと継時的に直列して現在にあらわすことができる。現実に、技術的に人生を分けることなどできないのであるが、文学作品では可能である。その分類は、たとえば二つに分けるとすれば20歳以外の境目は考えていない素材が多いのであるが、しかしそれは、20歳周辺に種々の事実が出来るからで、その年齢での区別そのものが主目的ではないのである<sup>(36)</sup>。

文学作品にあっては人生において派生する各種の一・事実を、その一・事実内で厳格にわけるのが目的ではなく、たとえば法律上の罪と道徳上の罪とについて「…法律上の罪よりも道徳上の罪を犯したときの方が心の呵責に耐えかねる場合がある<sup>(37)</sup>」として、積極的な2項対立図式を前提にした分断ではなく、道徳上の罪を際だてて主張するために、法律上の罪を設定しただけという、一方のために他方を仮に設定しただけというような、やむをえなく<sup>(38)</sup>分断するというくかたちをとって、現実の人生における区切りの必要性を読者（本人／他人）に提供することで、後行の読者（本人）は常に、一読毎に、それぞれ先行の読解に従い、複数、区別することができるのである。

## 2 真実性と一・事実

—ついで、真理よりも事実が必要であって、事実が真実そのものになることはないから、両



者を区別することは同時にまた当然にすべての場面において「事実」が必要になる—

本来的に、法（法律）の2つの目的のうちの一つである正義（の実現、真理）は、もう一つの目的である秩序の維持との関係上、完全には到達されないだろうがしかし、獲得しようと努力して示される多くのなかの「一つの事物<sup>(39)</sup>」にすぎないものであるところ、文学作品は人生の区切りに関してやむをえなく分断するという〈かたち〉をとって、必然的に常に後行の読者（本人）にとっては真実が真実の、事実との関係に付随して、継時的に複数、示すことになる。真実は事実に先導される結果として示されるのである。

読者（本人／他人）の立場では、常に先行の読者（他人）の読解が前提であって、これに後行の読解が完全に一致すれば、それが、その組間での、真実である。しかし、一致は予定されず、事実は常に真実（虚構）と対立しているから、「どうしても事実というもの<sup>(40)</sup>」が必要である<sup>(41)</sup>。他方、表現者の立場ではその素材は、表現者の思う真実をその作品の「…余白（に）…逃亡（させ）…ている…<sup>(42)</sup>」のであるから、たとえ、「主観的真実<sup>(43)</sup>」というものが考えられるとしても、後行の読者（本人）による「空白」の読解が先行の「空白」の読解へ入り込むことは歴然たる時間差が存在するのであるから、真実よりも客観的・「事実」に注視しなければならない。先行の、過去の読解が犯罪の証拠や証人の痕跡すらも「呑み込んでしまっている<sup>(44)</sup>」から、法学習で利用しようとする文学作品では不案内な真実よりも、より確実な、真実の対立項である事実を優先されるからである。

さらには嘘（虚構）も、真実と同格で、事実と対立している。先行の読解が仮に、意図的に曲解された虚構であったとしても、事実はすべて過去のそれであって事実は先行の読解であれ後行の読解であれ常に「事実自体として存在する」から、先の読解がどんな曲解であろうとも後行の読解者は「嘘をついた表現であることを忘れている<sup>(45)</sup>」、つまりこれまた、事実が優先されているのである。どんな法律も商取引や契約といった特殊な状況をのぞいて「嘘を禁じてはいない<sup>(46)</sup>」が、文学作品においては逆にむしろ嘘が素材として、多くされるのであるから多くの場面で〈法律事実と生活事実〉の関係／乖離<sup>(47)</sup>を読解することで、真実性を示しているのである。

### 3-2 主観的な継受効果

—利用の目的と環境に添って、読者（本人）が先行した特定の各・読者（他人）の読解に代位し、現在の読解になろうとする選択の意思の有り様により、一・事実として継時的に、一組のみ・読解する、能動的な効果—

法学習のための概念的な理解をめざした自発的な環境下での、文学作品の利用は、読者（本人）の、時系列の先行の読者（他人）の読解に代位して一致しようとする選択の意思の有り様によって効果が大きく左右される。読者（本人）は先行した、特定の各・読者（他人）の読解に、時間を経た彼の一読毎に常にその時点ごとに、他の読者（他人）の読解に左右されず読者（本人）個人の考えで一致をめざすが、究極においては完全な一致は不可能であるが、絶対的に不可能であることが複数の選択を可能にし、それらのすべてを各・時点において一致させよ

うとするそれぞれの意思が感性を磨くことになる。

かつ同時に、先行の読解に代位しても完全に一致させずに、先の読解の本質はどこまでも残したい、つまりは尊重したいとする意思の〈かたち〉とすることで特定の一組を選択しながらも、技術的に同化したとの仮定のもとで個人としての感性を磨き続けることが法感情を醸成する、と提示する。

## 1 感性と一・事実

—まずは、先行の読解に重ねようとする一致の意思を継続的に持つことが感性を磨く—

法（立証責任の分配）が人の「普通感覚<sup>(48)</sup>」を斟酌してきめられるところ、特定の狭い生活空間では自己の過去の日常経験のうえにさらなる経験をかさねるといふ先人の事跡を「尊重する<sup>(49)</sup>」生活で普通感覚を磨くことができるであろうが、自己の生活空間を超えた他の方面の生活を実践できるわけではなく、そこでの出来事の経験は文学作品で追体験することでしか感性を磨く手だてはないのであるが、文学作品は人が生来的に有するであろう素朴な、原始的な感性を磨くのに有効である。つまり、先の読解への追体験は、あくまでも事実を「個人的なでき事<sup>(50)</sup>」として見ているのであって、彼の代位（直列）は複数の「一・事実として、一組」に選択する過程で、彼の個人としての感覚が磨かれるのである。

人が生来的に有する感性を磨くのはどこまでも個人の特性にもとづくのであり、読者（本人）の、重ねられる先行の読解への追体験は、重ねられる先行の読解の立場にたてば一致することで原・読解としての存在意義が失われるのを防ごうと、たとえば自己の感受性くらいは「自分で守る<sup>(51)</sup>」べきであるとする「自己存在の主張」の精神／権利をも誘因するのであるから、先の読解への一致に努力するばかりでなく、折々に表現者の素材に立ち入ることがさらなる感性を磨くことになる。つまり、表現者の素材はもともと「危険を察知するカナリア」として社会に生きる意味／本質を抽象的に暗示するとともに社会に生きる手段／技術を具体的に明示した装置を設定しているのが常であり、たとえば外面的な「自分の住むところ」には、内面的に「自分で表札を出す」必要があるが、反対に内面的な「精神の在り場」には、外面的に「他人に表札を出してもらおう」必要がある、というような素材<sup>(52)</sup>は読者（本人／他人）にとってその組み合わせが幾組も考えられ、読解の意思の有り様を考えれば読解は無限にあるからである。

## 2 法感情と一・事実

—ついで、個々の感性の磨きの「多彩さ（複数の選択）」が、同時にまた当然に一組の組み合わせを選択することで、読者（本人）の法感情を醸成する—

本来的に、法（法感情）は、具体的事態の難問を論理的に判断し得ない場合に「最後の決定者」として電撃的に浮かぶ際の判断基準であるところ<sup>(53)</sup>、人は欲望の限りなさをその特性として有し、満足することを知らず、けっして「これでもう十分だ」ということができず、このこと故に世のほとんどのすべての争いごとや悩みが生まれたのであって<sup>(54)</sup>、その具体的解決が大問題であるが、文学作品はよくその欲望について素材を提供し、その読解は後行が先行に

複数重ねていくうちに解決策があぶり出され、その中から一組選択することで法感情が醸成される。およそ「何の苦勞なしに手に入れた法は、いつかまた去るもの」であって<sup>(55)</sup>、文学作品は現実社会における苦勞とはことなり、追体験での苦勞を個人の努力しだいでいくらでも積み重ねることができるのである。

現実とは過去との対話により、常に過去になるのを現実に引き戻し、それを繰り返すのを一組の一・事実に絞ってその限りにおいて完全なる一致をめざすことで、より現在に併せうる。一組の全体をよく読解することで、すべての部分は全体に関係づけられ、全体から理解されることによって、初めて読解したといえるのであって、そのためには作品を「繰り返して読む<sup>(56)</sup>」ことが要求される。しかし先行の読解の上に、後行の読解を重ね続けても完全には一致することはないが、それはそこにはいわば「節度<sup>(57)</sup>」が配置されているからであり、この節度こそが民族全体の法感情醸成の源泉と「個々の感性の合算」としての一民族の法感情を反映したものであるとして、一つの判断基準となる。

およそ文学作品の事実は現実の事実よりも「奇」であり、また真実も「奇」であるあるから<sup>(58)</sup>、時系列において特定の、一組を選択することは表現者の素材を常に後行の読者（本人）が幾重にも読解するうちに「個人が感性を磨き、これらの集成をまち、法感情が醸成する」効果が生じるのである。

## 4 おわりに

— 文学も法も、人生そのものである —

文学も法も人生そのものであって、苦痛や悲惨など人生の問題を多くの学問はできうる限りさげようとしているが、文学は「この中に進んで飛び込もうとしている<sup>(59)</sup>」から、この法化社会で自立的に、いそがしく人生を送らざるをえない市民が「事実の認定」に関連して法的素養を涵養するには、法と文学の「社会」との関係を考えれば法学習のステージにおいては、文学作品（表現者の提供する素材）を利用するしか方策はないであろう<sup>(60)</sup>。

### 4-1 事実の平積み

— 同時的に、複数の事実を平積みする —

そうであれば本質的に、文学的事実は多くの事実を平積み（並列／比較）にする作用により、「世界の真の謎」を目に見えないのではなく、目に見えるかたちにする<sup>(61)</sup>ことにおいて、法における「不条理と寛容」、「想像力と勸力」の共存関係を明らかにする効果を生じせしめるから、文学的事実の認定には文学作品の利用は最適であるといえる。

### 4-2 事実の積重ね

— 継時的に、一組の事実を積重ねる —

そして技術的に、歴史的事実は究極においては一致することはないが、一致するであろう一

組を選択しようとして多くの事実を積重ね（直列／選択）する作用により、法における「断断性と真実性」、「感性と法感情」の共存関係を明らかにする効果を生じせしめるから、歴史的事実の認定には文学作品の利用は適しているといえる<sup>(62)</sup>。

#### 4-3 想像から創造へ

—法学習における文学作品の読解は、究極的には人生を発見／創造することに資するものでなければならない—

さてそれでは、法学習のステージにおける文学作品の利用は文学的事実の受容と歴史的事実の継受に有効であるとして4組の共存関係を明らかにする効果を提示してきたのであるが、提示されるのはこの4組だけであろうか。さきにもたように（はじめに。勝本・前掲『法律より見たる日本文学』2、3頁参照）、文学も法学も社会との関係においてこそあらたなる人生の発見／創造に資すると期待されるのであるから、法学学習で要求される想像的創造力の育成<sup>(63)</sup>のためには、さらに、先行の各・読者（他人）の読解を適宜選択し、個人の、現実の社会における「生の事実」の認定に直接利用せしめることで「想像と創造」の共存関係—「想像から創造へ」—の効果が、法学習のステージから法学学習のステージに至るプロセスで生じると、提示されてもよいであろう<sup>(64)</sup>。

#### 4-4 利用の具体的行効果

—8点、4組の効果を提示しうる—

しかしなにはともあれ法学習のステージにおいては、以上みてきたように文学作品の利用は事実の認定に関連して、すくなくとも、

1) 不条理と寛容 2) 想像力と勤力 3) 断断性と真実性 4) 感性と法感情  
の4組の共存関係を明らかにする効果があることを、提示しうる。

#### 注

(1) 「事実の認定…が、裁判で一番最初の問題…」(藤林益三『法律家の智恵 法・信仰・自伝』東京布井出版、1982年、94頁)であることは「法学学習」者には当然の認識であっても、法律を自分たちのものであるとする感覚にとぼしい「法学学習」の段階である「法学学習」者は、「法律というと、多くの場合まずは「(…刑法を想起し…)」規制のあるいは抑圧的イメージ、あるいは窮屈で面倒なもの」(石松善助「法に対する意識とイメージ」日本文化会議編『共同討議 日本人にとって法とは何か』研究社、昭和49年、232～249頁所収、240頁)というイメージを抱いてしまい、法の適用が二つの段階からできており、その一が「事実の認定」である—その二は法の解釈である—ことになかなか理解が及ばないのであるが、しかしそもそも「…事実認定というのは、いったい間違いなくできるのかどうか。…裁判制度始まって以来つきまとっている問題…」(大野正男+大岡昇平『フィクションとしての裁判 臨床法学講義』朝日出版社、1979年、87頁)では

ある。

- (2) 平野仁彦・亀本洋・服部高宏『法哲学』(有斐閣、2002年) 206頁。
- (3) 後藤昭「裁判員制度をめぐる対立は何を意味しているか」(世界、No.779、2008年6月号、91~100頁所収) 96頁。もちろん、「専門裁判官と、法律家でない人々との間で事実認定の方法がどう異なるか、まだ学問的に解明されていない…」(同頁) 問題ではある。
- (4) 当事者によって生の事実から「…取捨選択して…」(池上正二「民法解釈における実質・形式と基礎法」法学セミナー、2008年3月号、通巻639号、Vol.53-3、014~019頁所収、015頁) 構成されるのが要件事実であって、この段階は専門家(「法学教育」)に委ねられるにしても、その「取捨し、選択する」という(二つの行動の)精神は歴史的な事実を経験すること・選択「作業」に起因して醸成される。なお、「法教育」については、たとえば Center for Civic Education 著/江口勇治監 訳『テキストブック わたくしたちと法』(現代人文社、2001年)を参照。
- (5) シェイクスピア作/斎藤勇訳『リア王』(岩波文庫、1992年) 274頁。
- (6) なお、<ひとが「他の人と切り結んだ結果」としての、「個人的」事実>のうち、<ひとが他の人と切り結んだ「個人的」事実>が文学的事実であるのに対し、法規範としての、いわばひとが他の人と切り結んだ「社会的」事実>については、たとえば尾高朝雄『法と事実』(朝倉書店、昭和24年)を参照。
- (7) ジョナサン・ハスラム著 角田史幸・川口良・中島理暁訳『誠実という悪徳 E・H・カー 1892-1982』(現代思潮社、2007年、角田史幸「訳者あとがき」479~483頁所収) 479頁参照。
- (8) もちろん、どのような文学作品であっても現実生活を耐えていくための装置が用意されていなければならない。そこには、必ず規則づくめの日々が描かれることになるからである。たとえば泉鏡花の「天守物語」の観客と妖怪の文学上の役目をかりていえば、一の観客としての、読者(本人)の目に天守の下の地上世界が見えるわけではなくて、ただ妖怪としての、読者(他人)が観客にかわって天守の下の人間界を眺めおろすことができる「城の天守の垂直的な空間構造があって、人間世界と妖怪世界との対立あるいは隔絶を、くっきりと舞台の上に浮き出させるような工夫」(泉鏡花作『夜叉ヶ池 天守物語』岩波文庫、2000年、澁澤龍彦「解説」133~141頁所収、138頁)といった表現者による「仕掛け」/一定の制度(装置の設定)が前提となる。
- (9) 一方事実と他方事実が同時に並び立つ不条理状況は排除されるべく努力するべきものであるにもかかわらず、同時に両者を認めようとする、なお一層の努力もなされる状況下では、むしろ反対に、法は「厳密に表現することが難しい…」(長谷部恭男「厳密に言うてどうなのか」UP、2008年12月号、14~16頁所収、14頁)ものといわざるをえない。元来、「法的」なものは、その状況を維持するために—あるいは/同時に—変更するために、厳密であらねばならないとして「…実はそれほど厳密ではない境界線の両側で、双方が少しずつ余裕を見て踏みとどまっている」(同、16頁)ものである。
- (10) 五木寛之『運命の足音』(幻冬舎、平成14年) 254頁参照。
- (11) もちろん、その継続性はたとえば「…休み無く岩をころがして、ある山の頂まで運び上げる…」ことが「無益で希望のない労働」であっても、最終的には「…幸福なのだと思

わねばならぬ」と、本来「幸福感」は多種多様であってよいものを一つに強要するような例にみられるように、「幸福と不条理は同じひとつの大地からうまれ（ている…）」（カミュ 清水徹訳『シーシュポスの神話』新潮文庫、平成19年、215頁）という、表現者による「仕掛け」／一定の制度（装置の設定）が前提となる。

- (12) 松浦直巳訳『ディラン・トマス詩集』（彌生書房、1988年、81～83頁所収）
- (13) 松浦直巳「聖なる無垢とは何か－解説に代えて－」（松浦訳、同上、143～152頁所収）参照。作者の「投げたボール」が「まだ地面に落ちていない」（同上、146頁）状況は複数の事実が出来ることを予定する効果がある。
- (14) 大木雅夫「寛容について」（『法の理論10』成文堂、1990年、1～24頁所収、8頁参照）。なお、寛容は厳密に言えば、歴史的な概念であって普通名詞としては用いられるべきではないことは、同書、同頁参照。
- (15) 剣持武彦『「にじみ」の日本文化』（PHP研究所、1984年）96頁参照。
- (16) 石田雄『日本の政治文化 同調と競争』（東京大学出版会、1978年）53頁。
- (17) 猪木武徳「スミスの知恵」（日本経済新聞 平成16年3月9日 夕刊 1面くあすへの話題>欄）参照。
- (18) 古井由吉「夏目漱石『こころ』（岩波文庫、2007年）・解説」（同書、291～300頁所収）参照。
- (19) ユスキュルク／リサート著 日高敏隆・羽田節子訳『生物から見た世界』（岩波文庫、2007年）・「訳者あとがき」（同書、159～166頁所収）参照。
- (20) なお、寛容以外に、慎慮、賢慮、恩寵、配慮、遠慮など類似の用法が掲げられるが、慎慮 *prudence* でみてみれば、これは自分自身に配慮する「能力」、快苦利害の計算「能力」だとされ、自愛心に通じるとされる（アダム・スミス著 水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2005年、279頁参照）。
- (21) 岩田宗之『議論のルールブック』（新潮新書、2007年）112頁。
- (22) 藤林・前掲『法律家の知恵 法・信仰・自伝』95頁参照。
- (23) 菊池寛「若杉裁判長」（菊池寛『菊池寛 短篇と戯曲』（文藝春秋、昭和63年、128～140頁所収）203頁。
- (24) 同上、212頁参照。
- (25) マイケル・ポラニー 慶伊富長＝編訳『創造的想像力（増補版）』（ハーベス社、2007年）27頁。なお、「直観は隠れた真理を感じとる」（同書、15頁）とされる。
- (26) 関係実定法の解釈適用を形式主義的におこない、そうすることにおいて、「…現状維持に汲々であ（る）…」（奥平康弘「法と想像力」（同『憲法の想像力』日本評論社、2003年、2～24頁所収）8頁）として、そこには「想像力」が認められない、現状維持には想像力はいらぬ、とされる。
- (27) モーロワ／河盛好蔵訳『結婚・友情・幸福』（新潮文庫、昭和52年）136頁。
- (28) 同上、同頁。
- (29) 藤林・前掲『法律家の知恵 法・信仰・自伝』96頁参照。
- (30) 末弘厳太郎「教育と直観」（末弘『嘘の効用 上』富山房百科文庫、1988年、286～293頁所収、289頁参照）。

- (31) ワイルド 仁木めぐみ訳『ドリアン・グレイの肖像』(光文社古典新訳文庫、2006年) 118、119頁参照。
- (32) フェラデー 三石巖訳『ロウソクの科学』(角川文庫、平成20年) 26、27頁参照。
- (33) 先の経験、先例は常に後のための指針となる点で、読者(本人)にとっては、さらに「…著者と論争することによって新しい思いもかけない結論に到達する…」(大塚幸男『フランスのモラリストたち』白水社、1975年、283頁) ことができる。なお、<時の流れ>については小田島雄志『シェイクスピア名言集』(岩波ジュニア新書、1987年)142、143頁参照。
- (34) 法の分類は伝統的に公法と私法に大きく分けられてきたが、公法系、民事系、刑事系の3つに分けられるようになってきたことについて、たとえば、池田真朗/編『プレステップ 法学』(弘文堂、平成21年) 8頁参照。
- (35) 法学学習でも、たとえば身につけるべきだとされるリーガル・マインドは「…タテマエとホンネにうまく折り合いをつけるノウ・ハウ…」(柴田光蔵「日本法の座標(八) — 日本法の実相(15) —」書齋の窓、1981年8月、55~58頁所収、56頁) であるとしてノウ・ハウを学ぶ前提に、2分類の思考を要求している。なお、法と法律との区別の重要性については、たとえば星野英一「「法」と「法律」の用語法について—区別への提言—」(星野『民法論集 第七巻』有斐閣、1989年、1~27頁所収) 参照。
- (36) 原田宗典『十九、二十歳』、新潮文庫、平成4年) 242頁および酒井順子『29歳と30歳のあいだには』新潮文庫、平成16年) 206頁参照。
- (37) 井伏鱒二全集 第五巻(筑摩書房、1997年、522、523頁所収) 522頁。
- (38) たとえば「未必の故意」と過失の関連において前者を「という程度」と表現し、区別そのものを第一義の目的としない(内田康夫「透明な鏡」(内田『鏡の女』角川文庫、平成4年、184~259頁所収) 193頁参照)。
- (39) 金井光生「拙著『裁判官ホームズとプラグマティズム』義解」(アメリカ法、2007-1、95~109頁所収、98頁)。
- (40) 中村保男『絶対の探求 福田恆存の軌跡』(麗澤大学出版会、平成15年) 124頁参照。
- (41) 客観的事実は、「仮にあったとしても無意味な存在…」(本田勝一「事実とは何か」、『新編 事実とは何か I』未来社、1977年、45~48頁所収、46頁) である。
- (42) 宮澤有為男『法律の轍』(春陽堂書店、昭和13年) 111頁。
- (43) 奥野健男「太宰治『走れメロス』(新潮文庫、昭和20年)・解説、276~294頁所収、281頁)。
- (44) 「忘却の穴」については徐京植対談集『新しい普遍性へ』(影書房、1999年、高橋哲哉「脱構築されえないもの」269~286頁所収) 282頁参照。
- (45) 高橋順子「嘘」(同『高橋順子 詩集成』書肆山田、1996年、161、162頁所収) 参照。
- (46) アンドレ・コント=スポンヴィル 小須田健/C・カンタン訳『資本主義に徳はあるか』(紀伊国屋書店、2006年) 63頁参照。
- (47) 「生活事実と法律事実との間の一致」については、たとえばP.カラマンドレイ著 小島武司 森征一訳『訴訟と民主主義』(中央大学出版部、昭和51年) 38頁参照。
- (48) 大塚直 後藤卷則 山野日章夫 編著『要件事実論と民法学との対話』(商事法務、2005

年) 18頁。

- (49) 先の読解／認識を等閑視すれば「感性を滅ぼす」(大橋良介『感性の精神現象学』創文社、2009年、180頁) ことになる。
- (50) 事実認定について法律家は「類型化」して捉える傾向があるが、そうでない普通の人は「事実をあくまでも個人的なでき事」として見る傾向があることについて、後藤・前掲「裁判員制度をめぐる対立は何を意味しているか」(世界、96頁)を参照。
- (51) 茨木のり子『自分の感受性くらい』(花神社、2003年) 14～16頁参照。
- (52) 石垣りん詩集『表札など』(童話屋、2000年) 14～16頁参照。
- (53) 植松正『裁判心理学の諸相』(世界社、昭和24年) 37頁。
- (54) 木原武一『ゲートに学ぶ幸福術』(新潮選書、2005年) 52頁参照。
- (55) イェーリング著 村上諄一訳『権利のための闘争』(岩波文庫、1999年) 41、110頁参照。
- (56) 三木清『読書と人生』(新潮文庫、平成3年) 109頁参照。
- (57) 高橋英夫編『林達夫 芸術論集』(講談社学術文庫、2009年) 179頁参照。
- (58) バイロン 小川和夫訳『ドン・ジュアン 下』(富山房、1993年) 375頁参照。
- (59) 生松敬三他編『日本人の言葉』(弥生書房、昭和51年) 145頁参照。
- (60) 文学と法の関係について、法律の文章が「文学の文章の模範」(剣持武彦『「間」の日本文化』講談社現代新書、昭和53年、120頁)といわれる場合もある。
- (61) ダイアン・アッカーマン 古草秀子訳『庭仕事の喜び』(河出書房新社、2005年) 215頁参照。
- (62) 文学的事実の認定ほどには適していないのは、歴史的事実には常に作品から直接には窺うことのできない表現者の深淵を讀者(本人)が過去へ入り込んで主観的に垣間見てしまうことで「現実と法の乖離」という問題がつきまとう、からである。この問題については、たとえば郷原信郎『「法令遵守」が日本を滅ぼす』(新潮選書、2007年)の8頁および128頁参照。
- (63) 法の「指導的創造力」については、たとえば泉久雄「法は社会を支配するのではなく、描き出すのである」(法学セミナー、1983年3月号1頁)参照。
- (64) その際、たとえば「法の発見」には、動物の物語であっても「…動物の物語である以上に、人間に関する寓話であり、「文明批判」の物語である…」(ロンドン 深町真里子訳『野生の呼び声』光文社古典新訳文庫、2007年、信岡朝子「解説」206～225頁所収、221頁)とする、人間そのものをとびこえる、より大きな世界を予定する文学作品や、反対に「…事実と意見とは、比較したり区別したりできるような関係にはない」(宇佐見寛『国語教育は言語技術教育である』明治図書、2001年、79頁)とする、人間そのものに集中した、より小さな世界を予定する作品をセットで準備されなければならないであろう。